

モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける検討結果 (案)

令和6年2月13日

◆検討項目

1. 固定資産価額比の算出方法について

(1) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産

・どのような固定資産について、音声伝送役務/データ伝送役務に直課すべき資産とすることが適当か。

(2) トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

・接続研第七次報告書において、固定資産価額比は原則トラヒック比により算出することが適当とされたが、一部の固定資産については、トラヒック比以外の配賦基準を適用することが適当である場合も考えられることを踏まえ、どのような固定資産にどのような配賦基準（回線数比、ネットワーク資産額比等）を適用することが適当か。

(3) 固定資産価額比の算出方法

・トラヒック比の算出に当たり、各社のトラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要があるか。
 ・トラヒック比の算出に当たり、音声通信はQoSにより優先制御を行っていること、データ通信に比して重大な事故の基準/技術基準が厳格であること等について考慮する必要があるか。

2. 減価償却費及び施設保全費の配賦について

(1) 減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方

・施設保全費及び減価償却費について、どのような費用を音声伝送役務/データ伝送役務に直課する費用とすることが適当か。
 ・第二種指定電気通信設備接続会計規則において、二種類以上の種類の役務に関連する営業費用について、原則として、施設保全費は関連する固定資産価額（取得原価）比、減価償却費は関連する固定資産価額（帳簿価額）比によって各種別の役務に配賦することとされており、現状においても各社はこれに基づき配賦を行っているが、施設保全費及び減価償却費に対する固定資産価額比の適用方法について違いはないか。

(2) その他

・施設保全費、減価償却費以外の営業費用についても、見直すべきものはないか。
 ・配賦整理書の記載について、改善すべき点はないか。

3. 考え方の見直しによる影響評価

(1) 接続会計及び接続料算定への適用時期、激変緩和措置

・接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、費用配賦の見直しについて、可能な範囲で速やかに適用されることが適当だが、接続会計及び接続料算定への適用スケジュールについてどのように考えるか。また、移行期間や激変緩和措置が必要か。

◆開催状況

会合	議題
第1回（令和5年11月10日）	<ul style="list-style-type: none"> 本ワーキンググループについて モバイル接続料費用配賦の現状及び見直しの方向制について
第2回（令和5年12月26日）	<ul style="list-style-type: none"> 接続料試算結果と見直し適用時期等について
第3回（令和6年2月13日）	<ul style="list-style-type: none"> 見直し適用時期及び激変緩和措置について 本ワーキンググループにおける検討結果について

- ◆**構成員**（主査） 相田 仁 東京大学名誉教授
 （主査代理） 関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
 高橋 賢 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授

➤ 第1回WGにおける検討結果を踏まえた、費用配賦の見直しの方向性は以下のとおり。

1. 固定資産価額比の算出方法

(1) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産

・原則として、以下の資産については音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産とすることが適当。

①音声伝送役務に直課すべき資産	3G音声交換機、VoLTE交換機（P-CSCF、IMS-AGW）、関門交換機（MGW、MGCF、BGCF、IBCF）、音声回線交換サービス制御装置（AS）、音声メディア制御装置（MRFC、MRFP）、IMS呼制御装置（S-CSCF、I-CSCF）、SMS関連装置（GMSC）及びこれらに係るソフトウェア
②データ伝送役務に直課すべき資産	3Gパケット交換機（GGSN、SGSN）、ISP提供装置 及びこれらに係るソフトウェア

(2) トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

資産区分	資産の種類	配賦基準の見直し案
機械設備	以下設備以外（基地局設備、コア網設備等）	取扱量比（トラヒック比）
	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比
空中線設備	以下設備以外（アンテナ等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、鉄柱等	回線数比
市内・市外線路設備	以下設備以外（ケーブル等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、電柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
海底線設備	ケーブル等	取扱量比（トラヒック比）
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比

資産区分	資産の種類	配賦基準
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
	研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比

(3) トラヒック比の算出方法

・各社の測定箇所には違いはあるが、測定されるトラヒックの対象に大きな違いはないものと考えられ、トラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要はない。現時点では、トラヒック比の算出に当たり、QoSについて特段の処理を行わないとすることが適当。

■見直し後の固定資産価額比（試算結果）

音声：データの比率	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
	見直し前	見直し後試算	現状	見直し後試算	現状	見直し後試算
固定資産価額比 (取得価額)						
固定資産価額比 (帳簿価額)						

2. 減価償却費及び施設保全費の配賦について

(1) 減価償却費及び施設保全費の直課・配賦の在り方

- 施設保全費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額（取得価額）比で配賦すること、減価償却費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として固定資産価額（帳簿価額）比で配賦することが適当。
- 電気通信事業会計規則において、施設保全費とは「電気通信設備の保全のために直接必要な費用」とされている。費用配賦の見直しに合わせて、各社において、施設保全費とすべきではない費用が含まれていないか改めて確認の上、必要に応じて見直しを行うことが適当。

■見直し後の施設保全費/減価償却費（試算結果）

音声：データの比率	NTTドコモ		KDDI、沖縄セルラー、UQ		ソフトバンク、WCP	
	見直し前	見直し後試算	現状	見直し後試算	現状	見直し後試算
施設保全費						
減価償却費						

(2) その他

- 電気通信事業会計規則において、通信設備利用料は「他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用」とされている。通信設備利用料の配賦基準については、当該利用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準じることが適当。
- 配賦整理書について、少なくとも資産及び費用における全ての配賦基準を記載することとし、費用配賦の見直しにあわせて、配賦整理書の記載の見直しを各社に求めることが適当。

- 第1回WGにおける検討結果を踏まえ、費用配賦見直しの影響について、MNO 3社において接続料の試算を行った結果は次ページのとおり。

各社の試算の前提

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク

接続料試算結果

赤枠内構成員限り

5

(1) 音声伝送交換機能 (3分当たり)

※ 2023年度接続料の精算に利用し、2024年度に暫定適用する接続料

	NTTドコモ		KDDI・沖縄セルラー		ソフトバンク	
	見直し前試算	見直し後試算	見直し前試算	見直し後試算	見直し前試算	見直し後試算
2023年度届出 接続料※						

(2) データ伝送交換機能 (回線容量単位接続料、10Mbps・月当たり)

	NTTドコモ		KDDI・沖縄セルラー・UQ		ソフトバンク・WCP	
	見直し前試算	見直し後試算	見直し前試算	見直し後試算	見直し前試算	見直し後試算
[精算接続料] 2022年度	20.0万円 (予測: 20.3万円)		15.9万円 (予測: 21.2万円)		15.5万円 (予測: 18.8万円)	
[予測接続料] 2023年度	15.6万円		13.1万円		12.6万円	
[精算接続料] 2023年度						
[予測接続料] 2024年度						
[予測接続料] 2025年度						
[予測接続料] 2026年度						

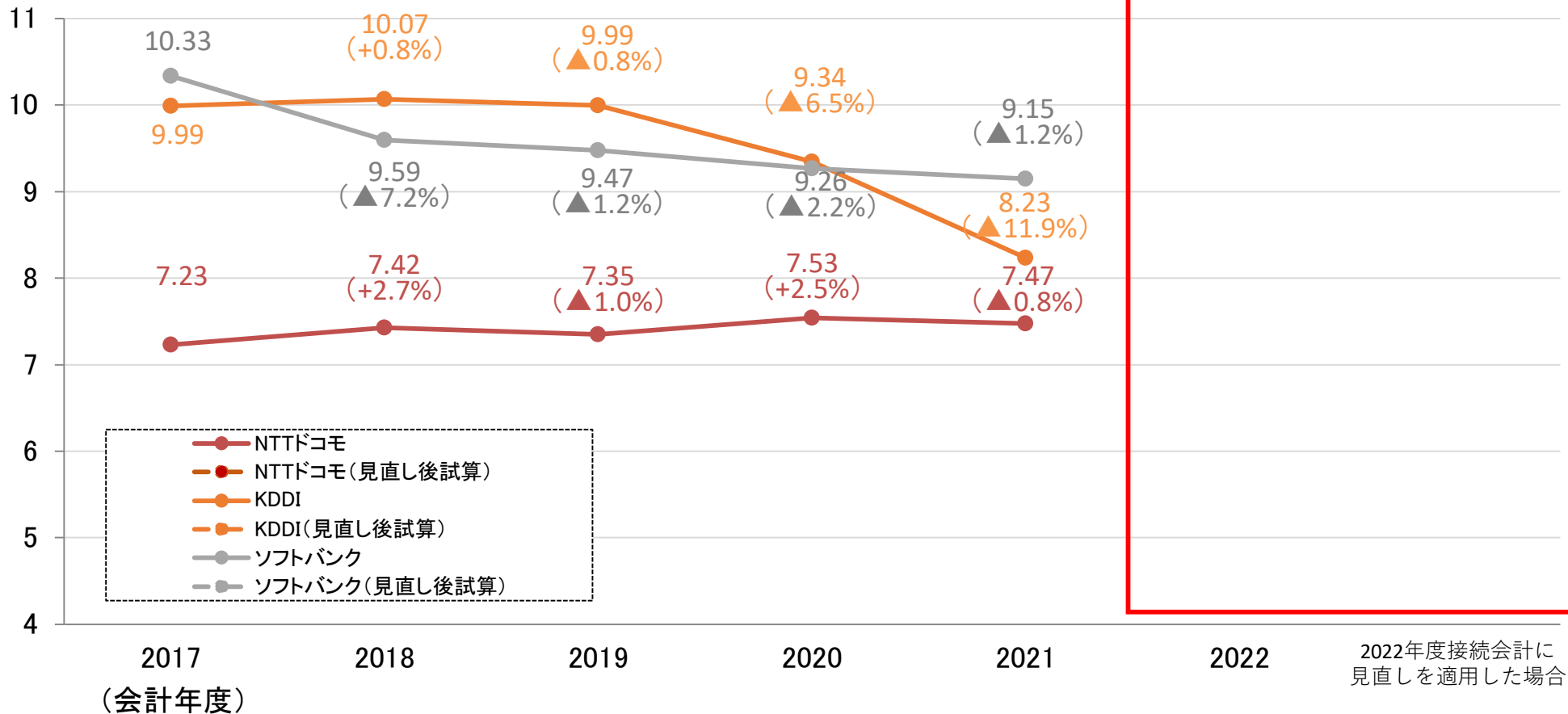
以下、大胆な試算

[予測接続料] 2027年度 の見込み						
[予測接続料] 2028年度 の見込み						

➤ 費用配賦見直しの影響は3社によって異なるが、仮に2022年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定される音声伝送交換機能の2023年度届出接続料※について、約1～4割の値下げの影響が見込まれる。

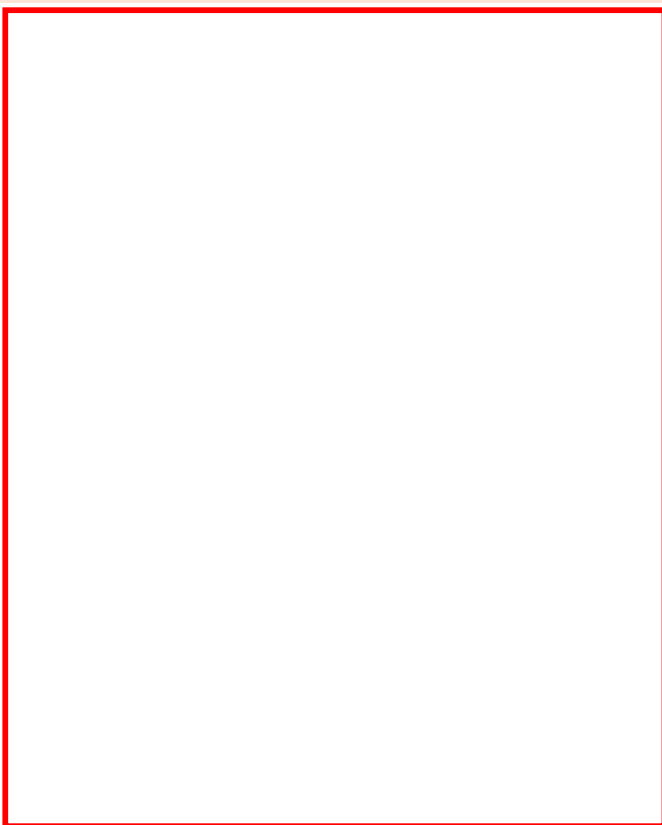
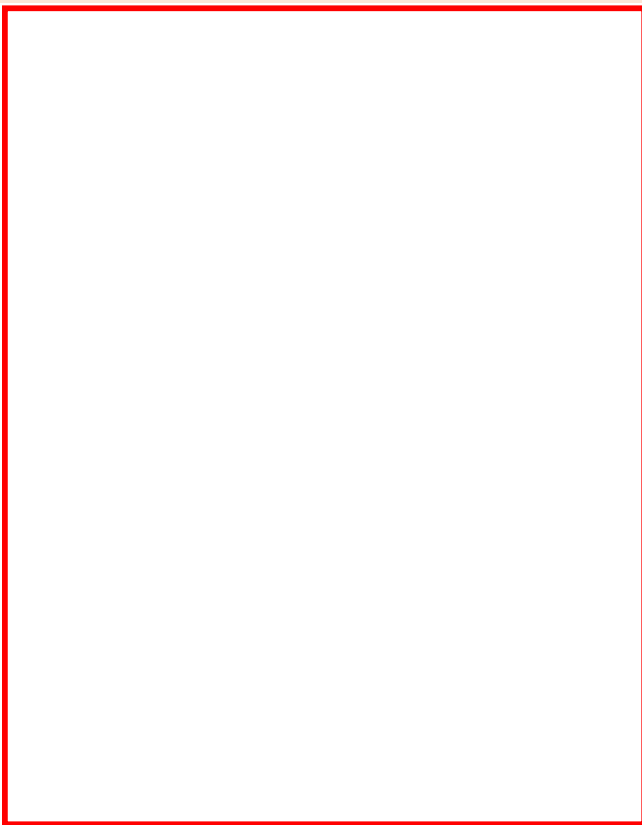
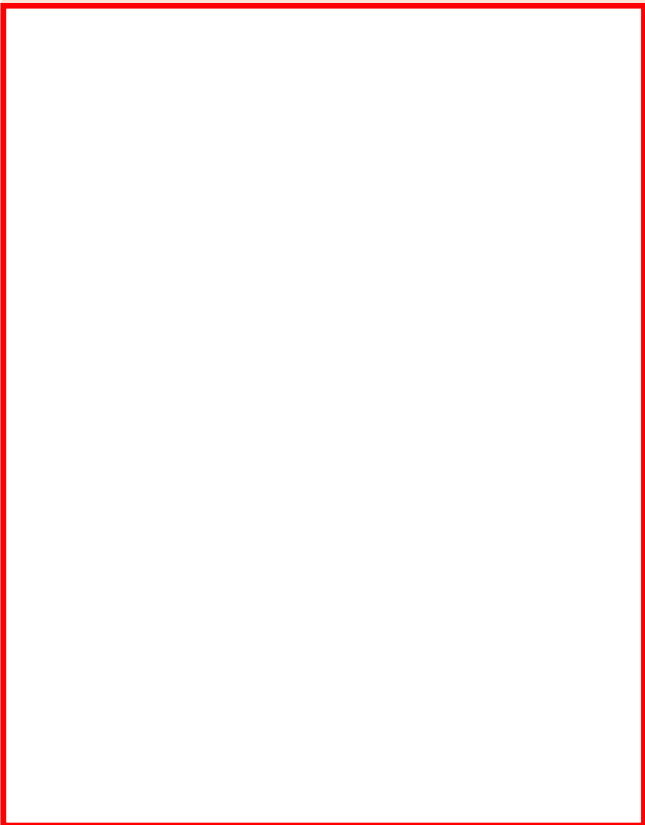
※ 2023年度接続料の精算に利用し、2024年度に暫定適用する接続料

(円/3分)



※ 括弧内は対前年度増減率。

➤ 費用配賦見直しの影響は3社によって異なるが、仮に2022年度接続会計に見直しを適用した場合、当該接続会計を基に算定されるデータ伝送交換機能（回線容量単位接続料）の2022年度精算接続料及び2024～2026年度の予測接続料について約5～20%の値上げの影響が見込まれる。



● NTTドコモ（2023年2月届出）

● KDDI（2023年2月届出）

● ソフトバンク（2023年2月届出）

● NTTドコモ（2024年2月届出予定）

● KDDI（2024年2月届出予定）

● ソフトバンク（2024年2月届出予定）

● NTTドコモ（見直し後試算）

● KDDI（見直し後試算）

● ソフトバンク（見直し後試算）

■ 予測接続料

	2023	2024	2025	2026
前回届出	15.6	13.1	11.3	-
届出予定	-			

	2023	2024	2025	2026
前回届出	13.1	11.0	10.2	-
届出予定	-			

	2023	2024	2025	2026
前回届出	12.6	9.8	8.0	-
届出予定	-			

※ 数字は概算

(1) 原則の整理

- (原則1) 費用配賦の見直しは、可能な範囲で、できるだけ早く、MNO 3社一斉に適用する。
- (原則2) データ接続料の増減がMVNOの経営に重大な影響を与えることに鑑み、MVNOの予見可能性は、最大限維持する。
- (原則3) (音声接続料の) 激変緩和措置は、MNOの経営に与える影響も踏まえ、導入するが、その期間は、必要最小限のものとする。
- (原則4) 激変緩和措置は、費用配賦の見直しが音声とデータ間の費用の付け替えであるため、原則として、後年度への繰り越しではなく、音声とデータ間の費用の段階的な付け替えにより調整する。

(参考) 接続研第7次報告書P118

<ステップ1見直しの影響>

原価抽出プロセスのステップ1について、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出するなどの見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられることとなる。この場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることの指摘があった。

こうした指摘については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当である。具体的には、まずは各社において原価抽出プロセスのステップ1を見直した際の接続料水準への影響について試算を行うこととし、その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は、総務省において激変緩和措置等を検討することが適当である。

見直しの適用時期及び激変緩和措置

(2) 原則を踏まえた整理案

(原則1) 費用配賦の見直しは、可能な範囲で、できるだけ早く、MNO3社一斉に適用する。

- 見直しに当たり、帳簿上の1,000万件超の固定資産について改めて仕分けが必要であること等を考えると、**2023年度の接続会計から適用することが最速**であり、費用配賦の見直しは、MNO3社一斉に2023年度の接続会計から適用する。
- ただし、できるだけ早く見直しを実現するという趣旨を踏まえ、**費用配賦の見直しによる影響が大きいKDDIは、2022年度接続会計に基づき算定する音声接続料について、自主的な対応**を行う。

(原則2) データ接続料の増減がMVNOの経営に重大な影響を与えることに鑑み、MVNOの予見可能性は、最大限維持する。

- **MVNOの予見可能性を維持するため、2023～2025年度のデータ接続料**（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）は、**費用配賦の見直し前の水準を維持**する。
ただし、見直し前の接続会計による予測接続料及び精算接続料の算定ができないため、
 - ・ **2023年度接続料**は、**参考値**（見直し前の2023年度接続会計相当に基づき合理的に算定する2023年度精算接続料の見込み値）を**精算接続料とみなし精算**する。
 - ・ **2024及び2025年度接続料**は、**2024年2月に届出を行う予測接続料を上限**とする（見直し後の各年度接続会計により実績値を算出し、上限を下回る場合に限り精算する）。
- なお、MNO各社は、2026年度以降も、費用の削減や需要の喚起に取り組み、データ接続料の低廉化に取り組むものとする。

(原則3) （音声接続料の）激変緩和措置は、MNOの経営に与える影響も踏まえ、導入するが、その期間は、必要最小限のものとする。

- **激変緩和措置が適用される期間は、1年間**とする。

(原則4) 激変緩和措置は、費用配賦の見直しが音声とデータの間での費用の付け替えであるため、原則として、後年度への繰り越しではなく、音声とデータの間での費用の段階的な付け替えにより調整する。

- 激変緩和措置が適用される期間は、費用配賦の見直しにより増加するデータ接続料原価相当額について、**音声接続料（2024年度届出接続料）の原価に戻す**ことができる。
- ただし、**音声接続料の原価に戻すことができる増加分は、激変緩和措置であることを踏まえ、全額ではなく、2分の1を上限**とする。

(NTTドコモに適用した場合)

- 具体的な適用時期及び激変緩和措置（案）
 - ・ **費用配賦見直しの適用開始は2023年度接続会計から。**
 - ・ **ただし、2022年度接続会計に基づき算定する音声接続料について、KDDIのみ自主的に前年度の接続料を据え置きとし、差分は自社で吸収。**
 - ・ **2023～2025年度のデータ接続料**（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）は、**費用配賦の見直し前の水準を維持する。**ただし、見直し前の接続会計による予測接続料及び精算接続料の算定ができないため、
 - ・ **2023年度接続料**は、**参考値**（見直し前の2023年度接続会計相当に基づき合理的に算定する2023年度精算接続料の見込み値）を**精算接続料とみなし精算**する。
 - ・ **2024及び2025年度接続料**は、**2024年2月に届出を行う予測接続料を上限**とする（見直し後の各年度接続会計により実績値を算出し、予測接続料を下回る場合に限り精算する）。
 - ・ 2026年度以降のデータ接続料には費用配賦の見直しを適用。
 - ・ （音声接続料への）**激変緩和措置として、2023年度の1年のみ、データ接続料から音声接続料への原価戻しを認める。**ただし、音声接続料の原価に戻すことができる増加分は、**費用配賦の見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限**とする。

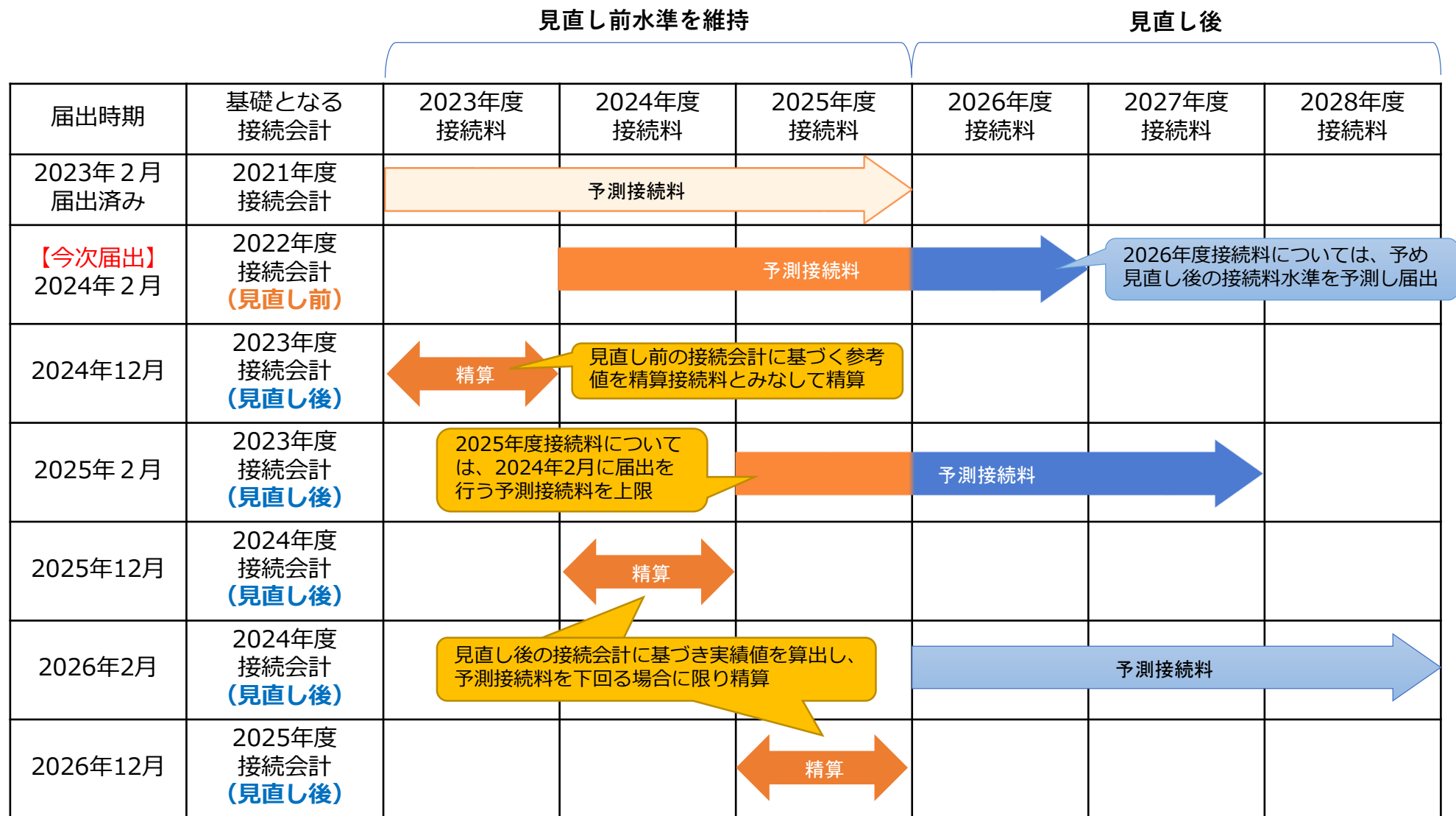
■ 激変緩和措置を適用した場合の、各社の接続料水準（試算値）

	基礎事業年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
音声接続料	ドコモ							
	KDDI							
	SB							
データ接続料	ドコモ							
	KDDI							
	SB							

(KDDIに適用した場合)

(ソフトバンクに適用した場合)

- 2023年度接続会計から費用配賦見直しを適用しつつ、2023～2025年度のデータ接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持する場合の、接続会計とデータ接続料との関係は以下のとおり。
- MVNOの予見性を確保する観点から、今次届出が行われる2024～2026年度の予測接続料のうち、2026年度接続料については、予め見直し後の接続料水準を予測し、届出を行うことが適当ではないか。



接続研第七次報告書案のパブリックコメント時に寄せられたMVNOの主な意見

- ・ ステップ1における音声/データ伝送役務の費用配賦のうち、「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦で用いられている固定資産価額比について、音声/データ伝送役務のトラフィック比を基本として算出することは、MNO各社による恣意性が排除され、接続料算定の透明性・適正性の向上に資するものと考えことから、見直しについて賛同いたします。
- ・ ただし、見直しを行うことで、これまで不当に多くの原価を音声接続料側に寄せていたMNOにおいては、データ接続料が現状よりも上昇することが想定され、MVNOのデータ接続料負担の増加に繋がることが考えられます。MVNOは、原価の大宗をデータ接続料が占めており、MVNOの予見可能性の低下は、MVNOの事業継続性に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、今後の制度化においては、想定される新算定方式に基づくMNO各社の接続料の試算を確認いただき、**データ接続料が大きく増加するなどする場合は、MVNOの予見可能性を守るべく導入時期や激変緩和措置等の対応**について検討をお願いいたします。

【株式会社インターネットイニシアティブ】

- ・ 原価算定の適正性向上のため、二種指定事業者各社において原価の抽出・配賦に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが重要であると考えますので本報告書案に賛同いたします。
- ・ この点、現在では音声/データ伝送役務で共通の設備を用いることが少なくない状況であることを踏まえると、音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化により、透明性・適正性の向上に繋がることから望ましいと考えます。
- ・ 一方、MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによって、**データ接続料原価が増加し、データ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましい**と考えます。
- ・ また、先般MNO各社より検証結果が公表されたモバイルスタックテストについて、データ接続料相当額の算出には2022年度の予測接続料が用いられているところ、仮に2022年度の精算接続料の算出時に新たな算定方法が用いられる場合は、実質的に新たな算定方法で算出された接続料水準で市場競争が生じていることになるため、MNOとMVNO間のイコールフットイング確保というモバイルスタックテストの趣旨を鑑み、新たな算定方法で算出した接続料を用いた再検証の実施が望ましいと考えます。

【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】

- ・ 原価抽出プロセスにおいて、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出するなどの見直しを行うことでデータ接続料負担の増加等の影響が懸念されるところ、事業規模の小さいMVNOにとって、見直し後のデータ接続料の水準によっては事業計画等に大きな影響が及ぶおそれがあるものと考えます。
- ・ 総務省殿においては、データ接続料水準への影響について試算いただき、**MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、移行期間の設定や段階的な導入など激変緩和として必要な措置をご検討いただくことを要望**いたします。

【株式会社オプテージ】

(参考) 費用配賦見直し等の実施時期

	項目	概要	実施時期
費用配賦の見直し	費用配賦の見直し	・見直し後の配賦基準等について、MVNOガイドラインに規定	・2023年度中にMVNOガイドラインを改正し、2023年度接続会計から適用
接続料への適用	音声接続料への適用	・2022年度接続会計（見直し前）に基づく 2023年度届出接続料 について、KDDIは前年度据え置きの自主的措置	・KDDIは、2024年3月の接続料届出の際に、3条承認申請
		・2023年度接続会計（見直し後）に基づく 2024年度届出接続料 について、見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の1/2を上限として、加算して算定	・MNO 3社は、2025年3月の接続料届出の際に、3条承認申請
		（2024年度接続会計に基づく2025年度届出接続料以降）	（特段の措置不要）
	データ接続料への適用	・2022年度接続会計（見直し前）に基づく2024～26年度予測接続料のうち、 2026年度予測接続料 について、見直し後の接続料水準を予測して算定	・MNO 3社は、2024年2月の接続料届出の際に、3条承認申請
		・2023年度接続会計（見直し後）に基づく 2023年度精算接続料 について、見直し前の接続会計に基づく参考値を精算接続料とみなして算定	・MNO 3社は、2024年12月の接続料届出の際に、3条承認申請
		・2023年度接続会計（見直し後）に基づく2025～27年度予測接続料のうち、 2025年度予測接続料 について、2024年2月に届出を行う予測接続料を上限として算定	・MNO 3社は、2025年2月の接続料届出の際に、3条承認申請
		・2024年度接続会計（見直し後）に基づく 2024年度精算接続料 について、予測接続料を上限として算定（見直し後の接続会計に基づき実績値を算出し、予測接続料を下回る場合に限り精算）	・MNO 3社は、2025年12月の接続料届出の際に、3条承認申請
（2024年度接続会計に基づく2026～28年度予測接続料以降）	（特段の措置不要）		
・2025年度接続会計（見直し後）に基づく 2025年度精算接続料 について、予測接続料を上限として算定（見直し後の接続会計に基づき実績値を算出し、予測接続料を下回る場合に限り精算）	・MNO 3社は、2026年12月の接続料届出の際に、3条承認申請		
接続会計の見直し	配賦整理書の様式追加	・固定資産価額比の算出プロセスの適正性等について検証を可能とするため、配賦整理書に様式を追加。	・二種接続会計規則を改正済み（2023年度接続会計から適用）
	配賦整理書の記載見直し	・配賦整理書に必ずしも実際の配賦基準が記載されていないところ、少なくとも資産及び費用の全ての配賦基準を記載	・MNO 3社に要請し、2023年度接続会計から適用
その他	費用科目の確認	・MNO 3社の施設保全費等の費用について、本来当該費目に計上すべきではない費用が含まれていないか改めて確認の上、必要に応じて見直し	・MNO 3社に要請し、必要に応じて2023年度接続会計から見直し
	その他	・MNO 3社に対し、費用配賦見直しの影響を踏まえ、音声サービスの利用者料金等の低廉化について検討するとともに、引き続き費用削減や需要喚起に取り組み、データ接続料の低廉化に取り組むことを要請	・MNO 3社に要請